

## 千葉県立手賀の丘青少年自然の家指定管理者（候補者）の選定結果について

### 1 選定結果

#### 概要

<p>指定管理者 候補者</p>	<p>東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階 アクティオ株式会社</p>
<p>予定指定期間</p>	<p>令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）</p>
<p>提案の概要</p>	<p><b>【必須項目】</b></p> <p>1. 管理運営業務に関する基本方針について</p> <p>(1) 管理の方針について</p> <p>ア. 「千葉県の行政の方針や施策をよく理解」「住民特性や立地を徹底的に知り、ニーズを把握した対応」という2つを車の両輪とし、バランスのよい信頼される管理運営を行う。</p> <p>(2) 県民の平等な利用を図るための具体的な手法や基本的な考え方について</p> <p>ア. 各種法令等を遵守した運用を図り、研修に裏付けされた接遇、誰もが利用しやすい手段の整備等により、平等な利用を確保する施設管理運営を行う。</p> <p>2. 個人情報の保護について</p> <p>ア. 個人情報保護法等、関連法令を遵守し、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を定め、個人情報の適切な取り扱いに努める。</p> <p><b>【一般項目】</b></p> <p>1. 施設の効用を発揮させる取組について</p> <p>(1) 利用者の増加を図る取組について</p> <p>ア. 積極的かつ信頼関係を築く広報計画を立案し、ターゲット別に効果的な情報媒体を活用した広報活動を実施する。</p> <p>イ. 新規利用者獲得と既存利用者のリピーター化を目指し、「来て良かったね。」「また来たいね。」と思ってもらえる運営を行う。</p> <p>ウ. 県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化について、再編構想に基づき、「知る、深める、連携、共有」の4つのステップで、段階的に推進及び充実を図る。</p> <p>(2) サービスの向上を図る具体的な手法等について</p> <p>ア. 新たな利便性の提供として、新規利用者に対し、施設利用のきっかけとなる備品導入や使いやすい利用方法の提案をする。</p> <p>イ. 「手賀沼満喫ツーリズム」など、利用者にとって魅力ある事業の実施や、有益で新鮮な情報提供に努める。</p> <p>ウ. 一期一会を大切にす熱い心で、「おもてなしの心あふれる接遇」に心がける。</p> <p>エ. 「快適な雰囲気空間の提供」として、安全・安心確保を第一にしつつ、利用者にとって居心地のよい快適な空間の提供に努める。</p> <p>(3) 施設の維持管理の取組、適格性について</p> <p>ア. 「総合的なマネジメント力」を発揮し、保守点検・清掃・衛生管理などの業務を的確・スムーズに行い、利用者に安全・安心の確保と、ホスピタリティあふれる快適な施設空間を提供する。</p> <p>イ. 建物劣化診断の実施により、中長期の修繕計画を策定し、予防保全の観点を強化する。また、館内のLED化に計画的に取り組む。</p> <p>(4) 管理経費について</p> <p>ア. 光熱水費、消耗品費、備品費、維持管理費など、サービスの質を低下させずに日常のムダな経費を縮減する。</p>

<p style="text-align: center;"><b>提案の概要</b></p>	<p>2. 安定的な管理を行うための体制等について</p> <p>(1) 収支計画について</p> <p>ア. 実際の運営経験に基づき、事業計画と収支計画の整合性を図っている。</p> <p>イ. 施設職員全員と指定管理事業部の各種部門の力を結集した実現可能な計画を立案している。</p> <p>(2) 安定的な運営が可能となる組織体制について</p> <p>ア. 多数の施設を運営してきた経験を活かした本社のバックアップとネットワークを活用した情報共有や地域との連携等を図り、より効率的な管理運営を行う。</p> <p>イ. 現職員の継続雇用を原則とし、地域内雇用の優先、多様な人材の活用を図りながら、職員の採用・確保をする。</p> <p>ウ. 体系的な研修計画によって専門的な知識を必要な時期に習得し、資格取得、資質向上を目指す。</p> <p>(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤について</p> <p>ア. 健全な経営と安定した財務状況を維持している。</p> <p>イ. 国内の主要銀行各行とのグループ全体による良好な取引関係を維持していることから、必要時に十分な融資を受けられる体制を確保している。</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 地域への貢献度について</p> <p>ア. 地域連携、地域振興、地域環境、地域共生等の面から、より一層地域貢献に寄与する。</p> <p>(2) 運営に対する意欲について</p> <p>ア. 現代の課題に対応した安心・安全の管理運営、3大特徴事業（公園・プラネタリウム・ラート）の深化、自然体験・宿泊体験等の重要性など、次期指定管理期間に意欲的に取り組むポイントを明確にしている。</p> <p>(3) 危機管理体制について</p> <p>ア. 利用者の安全確保を最優先とし、日頃からの未然防止策の実施、緊急時対応の明確化などのリスクコントロール実施を危機管理の基本的な考え方とする。</p> <p>イ. 新型コロナウイルス感染症対策として、施設特性に応じた対策マニュアルを策定し、具体的な対応策を講じている。</p>
<p style="text-align: center;"><b>選定理由</b></p>	<p>手賀沼や施設の特性を最大限に生かしたプログラムの実施や、東葛地域の青少年教育施設とのネットワーク化の推進など、再編構想を十分に理解した提案がなされている。</p> <p>また、県民の平等な利用の確保、個人情報保護の取組、サービスの向上、管理経費、団体の安定性、体験活動等の充実などからなる審査項目において、いずれも標準以上であるとの評価が得られたことから、指定管理者候補者として適当である。</p>
<p style="text-align: center;"><b>応募者数</b></p>	<p>3団体</p>

## 2 評価点数

### (1) 必須項目の審査

審査内容	配点	アクティオ 株式会社 選定	団体A	団体B
施設の設置目的を理解しているか。	3	2.4	2	1.6
教育委員会が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。	3	2.2	2	2
経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か。	3	2	1.8	1.6
事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	3	2	2	2
社会的弱者へ配慮されているか。	3	2.6	2	1.6
個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	3	1.8	1.8	1.4
必須項目小計	18	13	11.6	10.2

※「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。

標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

### (2) 一般項目の審査

審査内容	配点	アクティオ 株式会社 選定	団体A	団体B
年間の広報計画の内容は適切か。	3	2	2.2	2
利用者増加への取組内容は適切か。 千葉県の魅力的な自然（沼）を生かしたプログラムの開発・提供が提案されているか。	5	4	3.4	3.2
地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	3	2.6	2.6	1.8
県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化に資する事業等の考え方が適切であるか。	3	2.2	2.4	2
サービス向上のための取組内容は適切か。	3	2.2	2.2	2
募集事項に示した内容への提案は適切か。	3	2.2	2	1.8
主催事業の提案は、公の施設の設置目的の達成に資するものとなっているか。	3	2.4	2.4	2.4
全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか。	3	2.4	2.2	1.8
求めている内容が事業計画書で提案されているか。	3	2.2	2	1.6
施設管理、安全管理は適切か。	5	3.6	3.6	3
維持管理は効率的に計画されているか。	3	2	2	1.8
教育委員会が想定した参考金額をどの程度下回っているか。	2.5	1.8	1.6	2.5
収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか。	3	2	2.2	1.8
収支計画の実現可能性はあるか。	3	2	2	1.6
販売費及び一般管理費の額は適正か。	3	2	2	1.8
人員配置等管理運営体制は適切か。	3	1.8	2	1.8
職員採用、確保の方策は適切か。	3	2	2.2	2
職員の指導育成、研修体制は十分か。	3	2.2	2	1.8
団体の財務状況は健全か。	3	2.4	2.2	1.4

審査内容	配点	アクティオ 株式会社 選定	団体A	団体B
金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	3	2.2	2.2	1.8
実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	3	2.4	2.8	1.6
地域への貢献度はどうか。	3	2.4	2	2
運営に対する意欲はどうか。	3	2.4	2.4	2
危機管理体制は十分か。施設の特性に応じた具体的な感染症（コロナウイルスを含む）防止対策はどうか。	5	4	3.8	2.8
一般項目小計	100	73.6	70.8	70.8
合計（必須項目＋一般項目）	118	86.6	82.4	81.0

※「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。

なお、重点項目については、「2点」を標準とし、優れたものについては特に加点、

劣っているものについては特に減点。

標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた

審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

### (3)グループ応募に係る団体審査

審査内容	配点	団体A	団体B
グループの設立の経緯は明らかになっているか。	10	8.35	7.9
グループ応募する必要性・理由は妥当なものか。	10	8.8	7.8
構成団体の役割分担・責任分担は明らかになっているか。	10	8.8	7.25
構成団体の人員配置は妥当であるか。	10	8.5	7.45
各団体の経費配分は妥当であるか。	10	7.75	6.75
合計	50	42.2	37.15
審査結果	—	適格	適格

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。

### (4)指定管理者選定委員会委員

区分	氏名	役職
委員長	澤川 和宏	千葉県教育委員会教育長
委員	吉野美砂子	千葉県教育庁教育次長
委員	藤谷 誠	千葉県教育庁企画管理部長
委員	中村 敏行	千葉県教育庁教育振興部長
委員	望月 賢二	千葉県教育庁学校危機管理監
委員	長谷川 聡	千葉県教育庁企画管理部次長
委員	萬谷 至康	千葉県教育庁教育振興部次長
委員	浅尾 智康	千葉県教育庁企画管理部教育総務課長
委員	中西 健	千葉県教育庁企画管理部教育政策課長
委員	榑田 善啓	千葉県教育庁企画管理部財務課長
委員	西原 正男	千葉県教育庁企画管理部教育施設課長
委員	梅島 好美	千葉県教育庁企画管理部福利課長
委員	大森けい子	千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長
委員	佐藤 晴光	千葉県教育庁教育振興部学習指導課長
委員	山下秋一郎	千葉県教育庁教育振興部児童生徒課長
委員	青木 隆一	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長
委員	酒井 昌史	千葉県教育庁教育振興部教職員課長

委員	日根野達也	千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課長
委員	田中 文昭	千葉県教育庁教育振興部文化財課長
委員	伊藤 政利	千葉県教育庁教育振興部体育課長

### (5) 選定審査にあたり意見聴取した外部有識者等

氏名	役職等
高野だいわ	市原看護専門学校 非常勤講師 千葉市青葉看護専門学校 非常勤講師
中丸 信吾	日本女子体育大学体育学部講師
常世田敏彦	旭市立飯岡小学校 校長
山下すみ江	日本ボーイスカウト千葉県連盟副コミッショナー
石井 孝昌	一般社団法人千葉県中小企業診断士協会 理事

## 3 審査基準

### (1) 必須項目の審査

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか。 (指定手続条例第3条第1号)	施設の設置目的及び教育委員会が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか。	3	9
		教育委員会が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。	3	
		経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か。	3	
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	社会的弱者へ配慮されているか。	3
			3	
個人情報の取扱は適正か	個人情報保護の取組	個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	3	3
必須項目 小計			18	

※「1点」を標準とし、優れたものについては特に加算。各項目とも3点満点。

標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた

審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

### (2) 一般項目の審査

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。 (指定手続条例第3条第2号)	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か。	3	14
		利用者増加への取組内容は適切か。	5	
		千葉県の魅力的な自然（「沼」）を生かしたプログラムの開発・提供が提案されているか。	3	
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	3	
		県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化に資する事業等の考え方が適切であるか。	3	

	サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か。	3	1 2	
		募集事項に示した内容への提案は適切か。	3		
		主催事業の提案は、公の施設の設置目的の達成に資するものとなっているか。	3		
		全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか。	3		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	求めている内容が事業計画書で提案されているか。	3	1 1	
		施設管理、安全管理は適切か。	5		
		維持管理は効率的に計画されているか。	3		
	管理に係る経費の縮減効果（又は収益性の確保）	教育委員会が想定した参考金額をどの程度下回っているか。	2 5	2 5	
	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。 （指定手続条例第3条第3号）	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか。	3	9
			収支計画の実現可能性はあるか。	3	
			販売費及び一般管理費の額は適正か。	3	
		安定的な運営が可能となる人的能力	人員配置等管理運営体制は適切か。	3	9
職員採用、確保の方策は適切か。			3		
職員の指導育成、研修体制は十分か。			3		
安定的な運営が可能となる財政的基盤		団体の財務状況は健全か。	3	6	
		金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	3		
類似施設の運営実績		実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	3	3	
その他		地域への貢献度	地域への貢献度はどうか。	3	1 1
	運営意欲	運営に対する意欲はどうか。	3		
	危機管理	危機管理体制は十分か。 施設の特性に応じた具体的な感染症（コロナウイルスを含む）防止対策はどうか。	5		
一般項目 小計			1 0 0		
合 計（必須項目＋一般項目）			1 1 8		

※「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。

なお、重点項目については、「2点」を標準とし、優れたものについては特に加点、劣っているものについては特に減点。

標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

### （3）グループ応募に係る団体審査

選定基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。 （指定手続条例第3条第3号）	グループで応募する団体に係る確認事項	グループの設立の経緯は明らかになっているか。	1 0
		グループ応募する必要性・理由は妥当なものか。	1 0
		構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか。	1 0
		構成団体の人員配置は妥当であるか。	1 0
		各団体の経費配分は妥当であるか。	1 0
合 計			5 0

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。